

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人介護賃貸住宅エヌピーオーセンター

1 事業実施の方針

高齢であることや保証人等がない等、賃貸住宅に入居できない方を対象に、賃貸住宅オーナーとの間に立って入居を支援する。

当法人が入居者の生活をサポートすることを条件に、入居者へ転貸借する。

入居者には、入居後も地域で安心・安全に暮らせるよう、様々な支援を行う。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	実施予定なし				
法第62条第二号に掲げる業務	入居支援として ① 相談者の状況・希望を確認し、条件に合う物件の探索 ② 当法人で適切な物件が紹介できない場合、他の居住支援法人の紹介 ③ 当法人が入居者と転貸借契約を結び、家賃の集金および家主への支払い サブリース月 50千円～100千円 ※生活保護受給者は住宅扶助の範囲内の金額 ④ 経済的に困窮している場合、生活保護の受給申請の支援 ⑤ 介護が必要な場合、医療・介護関係者との協議による、生活面での安全確保に向けた住宅改修の支援	福岡市内	3名	原則として高齢者 ① 150人 ② 100人 ③ 15人 ④ 5人 ⑤ 2人	60,750千円

<p>法第62条第3号に掲げる業務</p>	<p>入居後の支援として</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住所設定、年金・保険の手続き、銀行口座開設、および生活保護申請の支援 ② 原則月1回の訪問による生活相談、および毎週の乳製品宅配業者の声かけや人感センサーによる安否確認を通じた、孤独死リスクの低減 ③ 日常生活支援として、家財・家電購入同行、電球・パッキン交換等の軽微な修繕、季節に応じたエアコン設定等の補助 ④ 身体機能や病状の経過観察、および必要に応じた通院・入院支援、地域包括支援センターへの介護認定調査依頼 ⑤ 地域包括支援センターや民生委員との連携、および声の訪問、緊急通報装置、福祉電話等の申請支援 ⑥ 認知症等による判断能力低下時における、日常生活自立支援事業や成年後見制度への繋ぎ ⑦ 悪質な訪問販売等の被害確認、および契約解除に向けた支援 ⑧ 独居継続が困難と判断した場合の、適切な施設への転居支援 ⑨ 入居者逝去時における、関係者への連絡、遺留品の整理、および葬儀・納骨等の死後事務の遂行 	<p>福岡市内</p>	<p>3名</p>	<p>当法人からの転貸による入居者125名</p>	<p>上記の60,750千円に含む</p>
<p>法第62条第4号に掲げる業務</p>	<p>実施予定なし</p>				
<p>法第62条第5号に掲げる業務</p>	<p>実施予定なし</p>				

法第62条第6号に掲げる業務	① ホームページを通じた、住宅確保要配慮者・不動産関係者・行政・福祉関係者への活動周知 ② 季刊「かわら版」の発行による、支援者との交流および関係構築の促進	① 自社ホームページ ② 福岡市内	3名	① インターネットを利用する住宅確保要配慮者および関係者（不動産業者、行政・福祉関係者） ② 入居者及び関係者140名（ホームページ閲覧者を除いて）	上記の60,750千円を含む
----------------	---	----------------------	----	---	----------------

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	・ 福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加
連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	・ 居住支援活動について理解を得られた不動産業者と連携し、サブリース用の物件提供を依頼する
人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。	・ 全国居住支援法人協議会主催の各種研修会に参加 ・ 居住支援全国サミットへに参加

(備考)

- 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 法第62条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載

する。

4 必要に応じて、欄を広げて記載する。